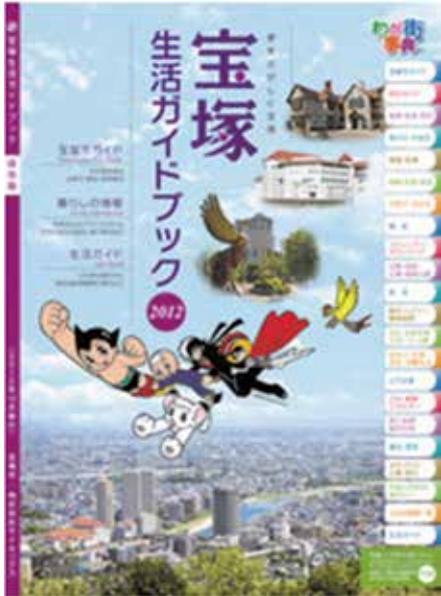


必要な情報が届けられ、市民相互のコミュニケーションを行うことによって、社会生活においてスムーズに生活を送ることができます。情報化社会での情報不足は、社会での疎外感・孤立感を持つことにもつながります。

| チェックリスト | 現 状 | 取組の方向性 |
|---|---|--|
| 7-1 公共機関・病院など高齢者に必要な情報を適切に伝える工夫があること | 担当者は時間をかけ、丁寧な説明・対応をするように心がけ、説明文書もカラーにするなど工夫が行われているが、それらの対応が、高齢者に適切だと受け取られているかどうかについて十分に聴き取れていない。 | 高齢者への情報提供のあり方についてインターネットによる情報提供だけではなく、高齢者の視点を取り入れた情報提供のあり方についても配慮する。 |
| 7-2 医療・介護・社会参加に関する「広報」「お知らせ」など公的な生活情報が高齢者に伝わるような配慮があること | 宝塚市の生活情報を伝える「広報たからづか」は毎月1回発行され、全世帯・全事業所に宅配されている。また、「生活ガイドブック」は4年に1回作成され、配布されている。掲載すべき情報が多いため、特に広報誌では全体的に文字が小さい。 | 高齢者の生活情報源として「広報誌」の重要性を再認識し、読みやすい誌面になることを目指す。 |
| 7-3 電子機器のボタンや文字など高齢者が使用しやすいような配慮があること | 電子機器は高齢者に使用しやすいように、メーカーでの工夫が様々に行われているが、操作がわからないと感じている高齢者は多い。 | パソコン操作や設定などの困り事を相談できる人や店が増えることを目指す。 |
| 7-4 携帯電話、スマートフォン、パソコン、タブレットなど情報入手手段の講習会を高齢者向けに開催すること | 大学の公開講座、地域での学習会などでパソコン教室や個別相談などが開かれている。 | パソコン使用技術に長けている高齢者による高齢者へのパソコン入門講座開催や安心安全な使い方の講座が増えることを目指す。 |
| 7-5 誰もがインターネットを使用できる環境にあること | 既に自由自在にインターネットを使いこなしている人もいれば、触ったこともない人もいて入手できる情報の質や量の差が大きくなっている。 | 講習の開催などを通じて、誰でも気軽にインターネットなどを利用したコミュニケーションをとることができることを目指す。 |

第7分野における協働事例

生活情報のお知らせ いろいろ



身近な生活情報を冊子化



コミュニティFMによる
ラジオ放送

緊急時の情報伝達手段



75歳以上のひとり暮らしの方に
民生委員により配布される「安心キット」
(連絡票を専用容器に入れ、冷蔵庫に保管
する。災害時・緊急時の搬送時に役立つ)

相互のコミュニケーション



市民と市長のテーブルトーク
(地域の課題について市長と直接話し合う機会)

高齢期における不安事の一つは「健康」です。もし、病気や介護が必要になっても様々な医療・福祉サービスが受けられるような体制が整えられていれば、安心して生活を行うことができます。

| チェックリスト | 現 状 | 取組の方向性 |
|--|---|--|
| 8-1 健康増進・維持・回復に向けた保健・地域支援サービスが充実していること | 市民を対象に年1回健康診査を実施しているが、受診率を高める余地がある。 | 市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むとともに、地域での意識向上に向けての取組が広まることを目指す。 |
| 8-2 転倒、寝たきり予防のための講座や運動教室が開催されていること | 住民主体の教室として「いきいき百歳体操」は市内48か所で展開されているほか、地域包括支援センターなどで介護予防教室や講座が実施されている。 | 転倒や寝たきり予防は生活習慣による影響が大きいため、近隣で集まってできる運動の機会を設けるなど、気軽に参加できる場を増えることを目指す。 |
| 8-3 医療・介護サービスについての相談窓口があること | いきいきガイドブックやホームページに相談窓口の存在は掲載されているが、どこに何を相談すればいいのか戸惑う場合がある。 | 地域包括支援センターに総合相談窓口が設置されているが、十分に認知されていない状況であるため、周知されることを目指す。 |
| 8-4 医療機関・福祉施設利用に関する相談窓口があること | 高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターがある。しかし、市民の中には最初にどこに行けばよいか戸惑っている人もいる。 | 身近な場所で相談できるよう、ちょっとした近所の相談窓口を増えることを目指す。 情報をわかりやすく提供することを目指す。 |
| 8-5 医療・福祉サービス従事者の高齢者対応のありかたについて訓練されていること | 各事業所や介護保険事業者協会などで研修が行われ、質の向上に取り組まれている。 施設などに介護相談員を派遣し、介護サービス利用者の権利擁護※及びサービスの質の向上を図っている。 | 従事者だけでなく、関係者において、高齢者の生活や介護についてのさらなる研修の機会を増えることを目指す。 |
| 8-6 緊急時や夜間に利用できる介護サービスがあること | 訪問介護・看護サービスは利用者に応じて夜間・休日利用できる。また、夜間の訪問介護サービスは1か所、24時間対応の訪問介護・看護サービスは2か所開設されている。登録者については、緊急時の対応が可能である。 | 夜間の訪問介護サービスと24時間対応の訪問介護・看護サービスが開設されて間がないため認知度が低い。利用促進のためサービス内容の周知を目指す。 |
| 8-7 緊急時に往診など在宅医療を受けられる体制があること | 夜間・休日の緊急時の往診体制について、万全な整備はできていない。 | 緊急時の往診体制については、医師会など関係団体との連携により訪問看護などの体制を整うことを目指す。 |

※権利擁護

自分の権利や意思をうまく表現できない・不利益に気付かない人に代わって、本人の権利を護ること。福祉分野においては、サービスの利用援助や苦情・不服の代行を行い、自己決定のもとで自分らしく暮らし続けることを支援することを意味する。

第8分野における協働事例

運動講座の様子



みんなが主役のいきいき百歳体操

地域での保健・福祉サービス



地域の保健師による血圧チェックと健康相談



体操の成果は自立歩行だけでなく、素晴らしい笑顔と仲間の拍手（95歳）

災害時要援護者支援組織

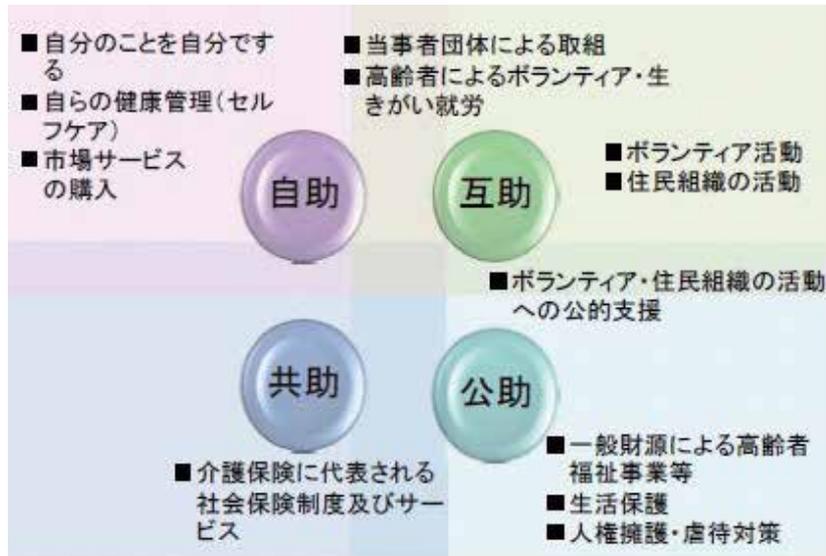


地域での支援組織の立ち上げと支援計画のについて協議中

第4章 行動計画の推進体制について

1 多様な主体の取組

本行動計画の推進に当たっては、行政のみならず、市民一人ひとり、自治会、まちづくり協議会※などの住民組織、各種団体、事業者などが「自助・互助・共助・公助」（下図参照）におけるそれぞれの役割を踏まえつつ、協働の指針※に基づいて「エイジフレンドリーシティ宝塚」の実現に向けて連携しながら取り組みます。



(資料：厚生労働省 地域包括ケアシステム※の5つの構成要素と「自助・互助・共助・公助」からの引用)

このため、市民、各種団体、事業者、行政などの多様な主体が対話する場として、「(仮称) エイジフレンドリーシティ宝塚ラウンドテーブル」を設置します。このラウンドテーブルでは、市民などが主体で行う事業の提案に対して、提案に至った背景を共有した上で、自分たちにできることは何かという視点で、それぞれの主体が果たし得る役割や支援策を検討し、提案事業の実現に向け知恵と力を出し合います。

2 庁内の推進体制

本行動計画を実際に推進していくには、行政の強いリーダーシップが必要です。

本行動計画に取り上げられている分野は、福祉部門だけではなく、全庁内での横断的かつ継続的な取組が必要になります。各部局が専門性を生かしながら推進していくことによって、協働の取組に対しても大きな力を発揮します。

行政が担うべき役割を果たすとともに、市民の協働による取組を支援するため「(仮称) エイジフレンドリーシティ宝塚推進本部」を設置します。この推進本部では、本行動計画の総合的な推進を図り、第5次宝塚市総合計画 後期基本計画の施策展開における重点目標である「超高齢社会に対応したまちづくり」を進めます。

※まちづくり協議会 P9 参照
※協働の指針 P49 参照

※地域包括ケアシステム
重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される支援体制。厚生労働省が提唱し、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、全国の市町村で構築に取り組んでいる。

3 行動計画の進捗状況や課題の公表

本行動計画の進捗状況については、広報誌やホームページなど多様な媒体を活用するほか、報告会を開催し、ラウンドテーブルで議論された内容の結果や活動の成果などの情報を広く市民に公表します。

本行動計画の評価については、行政が実施する市民アンケートの調査結果等を活用し、計画推進に関する成果や課題を分析し、次年度の取組及び次期計画に反映させます。



平成 27 年(2015 年)8 月 5 日に行われた住民と市職員との意見交換会

第5章 行動計画推進にあたって

本行動計画を実際に推進していくためには、「協働」の視点に立つ必要があり、行政の立場からは、庁内横断的に以下の取組を進めていきます。

1 市民の意識・意見の尊重・理解に努める

WHOにおいては、当事者の考えを聞きながら推進することを重要視しています。本市の行動計画においても市民の声に耳を傾け、計画を推進します。

計画のための具体的なデータとして、行政が実施する市民アンケート結果を活用します。また、エイジフレンドリーシティに関する啓発を行うとともに、職員が積極的に地域に出かけ、市民との対話を推進し、互いに理解を深め、市民の知恵と力によるエイジフレンドリーシティの実現を目指します。

2 市民や事業者などと協働による取組を推進する

本行動計画は行政のみによる取組ではなく、市民、各種団体、事業者など、宝塚に住み、働き、学ぶ全ての人たちの協働の力で達成することを目的としています。日常的には、それぞれの領域の中で活動が行われているため、お互いの交流が行われている機会は多くありません。

そこで、行政は全体を見渡しながらか、気軽に参加できる場や機会をつくり、多様な主体との協働による取組を推進し、奨励します。

3 ひと・場所・お金・情報の支援体制を整える

本行動計画を協働によって実践していくためには、ひと・場所・お金・情報が必要です。

現在、市民、各種団体、事業者、行政などが多くの既存資源を持っています。今後、より多くの市民に活躍してもらうために、さらなる有効活用を図る必要があります。

行政は、行動計画を実行に移すため、ひと・場所・お金・情報がより効果的に活用できるよう支援体制を整えます。

4 宝塚市の将来に向けた持続的発展の実現に寄与する

本行動計画は、現在だけでなく、ますます少子高齢化が予測されている将来において、本市で生活する人たちのQOL※が守られ、市全体として発展し持続していくことに寄与するものとして取り組みます。

※QOL P1 参照

エイジフレンドリーシティ宝塚行動計画

附属資料

目次

| | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 超高齢社会の現在と未来 | 40 |
| 2 | 行動計画の策定体制（経過と内容） | 42 |
| 3 | 執行機関の附属機関設置に関する条例 | 44 |
| 4 | 宝塚市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会 規則 | 45 |
| 5 | 宝塚市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会 委員名簿 | 46 |
| 6 | 宝塚市エイジフレンドリーシティ庁内推進検討会 設置要綱 | 47 |
| 7 | 本行動計画に関する分野別計画 | 49 |

1 超高齢社会の現在と未来

(1) 超高齢社会の到来

わが国は、この約40年間で少子高齢化が急速に進展しており、高齢化率が昭和45年(1970年)に7.1%の「高齢化社会」、平成6年(1994年)に14.1%の「高齢社会」、平成19年(2007年)に21.5%の「超高齢社会」となりました。

また、日本の高齢化のスピードは、高齢化率7%から14%へ到達した所要年数で欧米諸国と比較すると、次表のとおり第1位のスピードとなっています。欧米諸国は、高齢化への対応に時間的な余裕がありましたが、日本は、超高齢社会に対応した社会システムを短期間で構築する必要があります。

| 国名 | 高齢化率の到達年 | | | 2010年時点の 高齢化率 |
|--------|----------|-------|------|------------------|
| | 7% | 14% | 所要年数 | |
| 日本 | 1970年 | 1994年 | 24年 | 23.02% |
| ドイツ | 1930年 | 1972年 | 42年 | 20.81% |
| イギリス | 1930年 | 1976年 | 46年 | 16.59% |
| イタリア | 1935年 | 1990年 | 55年 | 20.29% |
| アメリカ | 1945年 | 2014年 | 69年 | 13.06% |
| スウェーデン | 1890年 | 1972年 | 82年 | 18.20% |
| フランス | 1865年 | 1979年 | 114年 | 16.80% |

(資料：鈴木隆雄著『超高齢社会の基礎知識』を基に加筆)

(2) 75歳以上の後期高齢者の増加

日本の高齢化の特徴は、高齢化のスピードが速いことのほかに、平均寿命が延伸し、75歳以上の後期高齢者の増加が顕著であることです。内閣府発行「平成27年度版高齢社会白書」によれば、総人口に占める高齢者の割合は、平成26年(2014年)では、前期高齢者が13.4%、後期高齢者が12.5%であり、両者の比率は約1:1ですが、これが2030年には1:1.6となり、2060年には1:2になると見込まれています。

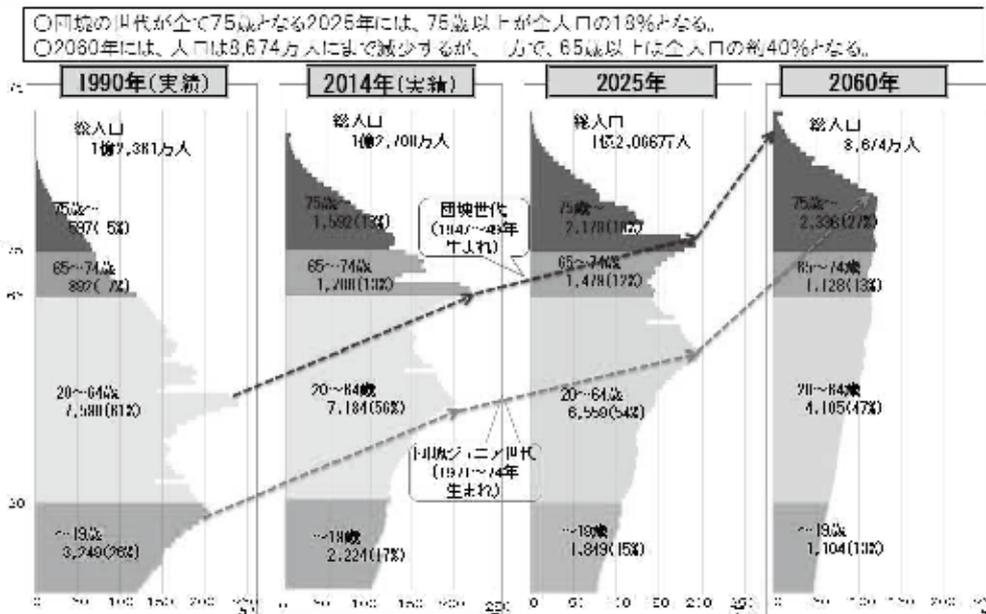
(3) 人口減少社会の到来

わが国の総人口は、明治32年(1899年)に人口動態統計を取り始めて以降、一貫して増加してきました。しかし、平成17年(2005年)、初めて死亡数が出生数を上回る自然減となり、いったん増加に転じましたが、平成20年(2008年)以降、再び総人口が減少するようになり、現在、長期にわたる人口減少過程に入っています。

国立社会保障・人口問題研究所の「将来人口推計」の中位推計によれば、わが国の総人口は、平成38年(2026年)には1億2,000万人を下回り、平成60年(2048年)に1億人を割り込み、9,913万人になると推計されています。その後、平成72年(2060年)時点での総人口は、8,674万人となる見込みです。

次の人口ピラミッドのとおり、現在、現役世代2.4人で1人の高齢者を支える「騎馬戦型」であるのに対し、2060年(平成72年)は、現役世代1.2人で1人の高齢者を支える「肩車型」となり、今後、現役世代が背負う負担がさらに重くなることが想定されています。

日本の人口ピラミッドの変化



(資料：総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)：出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口))

| | | | | |
|----------|------|------|------|------|
| 65歳～人口 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 20～64歳人口 | 5.1人 | 2.4人 | 1.8人 | 1.2人 |

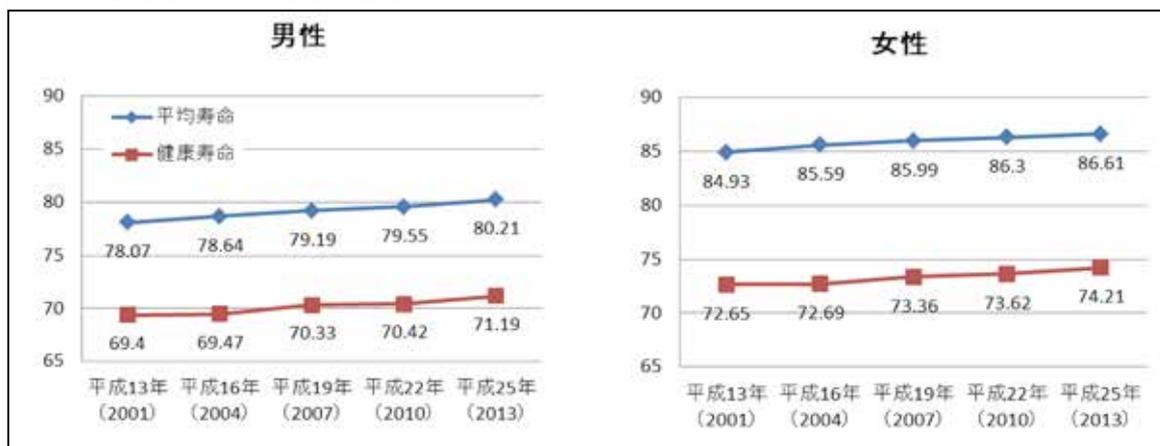
(4) 日本人の平均寿命と健康寿命

戦前は、乳児死亡率が高く、戦後も青年期の結核による死亡率が高いことが日本人の平均寿命に影響していましたが、昭和22年(1947年)実施の臨時人口調査において、男性の平均寿命が50.06年、女性が53.96年となり、男女ともに初めて「人生50年」になりました。

その後は、戦後約60年強の間で、平均寿命が約30年延伸しています。平成25年(2013年)時点で、日本は、男性は80.21歳で、世界第3位、女性は86.61歳で世界第1位の長寿国となりました。日本人の平均寿命の延伸は、今後も続くとされており、平成72年(2060年)では、男性は84.19歳、女性は90.93歳になると予想されています。

このように平均寿命が延伸している中で、いかに健康な期間(健康寿命)を延伸するかが課題となっています。次の図のとおり、平成25年(2013年)時点での平均寿命と健康寿命の差で見ると、男性の場合が、(平均寿命)80.21歳－(健康寿命)71.19歳＝9.02年となり、女性の場合が、(平均寿命)86.61歳－(健康寿命)74.21歳＝12.40年となっていますが、平成13年度から平成25年度までの平均寿命の伸びと健康寿命の伸びを比べると、平均寿命の伸びよりも健康寿命の伸びが小さくなっています。

●健康寿命と平均寿命の推移



(参考：内閣府「平成27年版高齢社会白書」)

2 行動計画の策定体制（経過と内容）

(1) 講演会及び意見交換会等の実施状況と概要

| 対象者 | 実施日・場所 | 内 容 |
|------------------|---------------------------|---|
| 市職員 | 平成26年 5月23日 市役所3階 大会議室 | 秋田市における取組について 講師：秋田市職員 |
| 市民 | 平成27年 6月1日 ～ 6月27日 | アンケート調査の実施 |
| 市民 | 平成27年 6月27日 宝塚ソリオホール | 高齢者にやさしい ^{まち} 都市 (エイジフレンドリーシティ)の実現に向けて 講師：高齢社会総合研究機構 機構長 大方 潤一郎 氏 |
| 市民、 庁内推進検討会委員 | 平成27年 8月 5日 市役所3階 大会議室 | 意見交換会 |
| 市民 | 平成28年 7月28日 宝塚市立西公民館 | 豊かな老いを求めて ～生き生きと地域で過ごすために～ 地域団体 ・コミュニティすえなり ・望月ハウス（南口自治会） ・中山五月台6丁目ささえ合いシステム すけっと 講師：NPO 法人シニアアクセス 代表 上田 博司 氏 |
| 市民 | 平成28年 11月1日 ～12月2日 | パブリックコメントの実施 |
| 市民 | 平成29年 3月25日 宝塚ホテル | 高齢者における社会参加と健康のいい関係 講師：千葉大学予防医学センター 教授 近藤 克則 氏 |

(2) パブリック・コメントの実施状況

| 対象者 | 実施期間 | 内 容 |
|-----|-----------------------|--|
| 市民 | 平成28年 11月1日 ～12月2日 | 「エイジフレンドリーシティ宝塚行動計画 (案)」について、市民5人から意見等が寄せ られた。 |

(3) 宝塚市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会の審議経過

| 回数 | 開催日 | 審議事項 |
|-----|---------------|------------------|
| 第1回 | 平成27年 6月 17日 | 行動計画の策定について（諮問） |
| 第2回 | 平成27年 8月 20日 | 計画策定に際しての考え方について |
| 第3回 | 平成27年 11月 10日 | 行動計画（総論）について |
| 第4回 | 平成28年 1月 18日 | 行動計画（総論）について |
| 第5回 | 平成28年 3月 29日 | 行動計画（総論）について |
| 第6回 | 平成28年 6月 1日 | 行動計画（案）について |
| 第7回 | 平成28年 7月 1日 | 行動計画（案）について |
| 第8回 | 平成28年 8月 26日 | 行動計画（原案）について |
| 第9回 | 平成29年 1月 12日 | 行動計画について |
| 答 申 | 平成29年 2月 2日 | 市長へ答申書提出 |

(4) 宝塚市エイジフレンドリーシティ庁内推進検討会の審議経過

| 回数 | 開催日 | 審議事項 |
|------|---------------|---------------------------|
| 第1回 | 平成26年 2月 6日 | エイジフレンドリーシティ及び行動計画の策定について |
| 第2回 | 平成26年 9月 1日 | 行政施策の把握について |
| 第3回 | 平成26年 12月 25日 | 課題に抽出について |
| 第4回 | 平成27年 1月 28日 | 計画策定に際しての考え方（総論）について |
| 第5回 | 平成27年 3月 30日 | 計画策定に際しての考え方（分野別）について |
| 第6回 | 平成27年 6月 8日 | 計画策定に際しての考え方について |
| 第7回 | 平成27年 7月 14日 | アンケート集計結果と意見交換会について |
| 第8回 | 平成27年 9月 4日 | アンケート評価について |
| 第9回 | 平成27年 12月 22日 | 基本指針 分野別計画について |
| 第10回 | 平成28年 3月 1日 | 行動計画（案）について |
| 第11回 | 平成28年 5月 2日 | 行動計画（案）について |
| 第12回 | 平成28年 8月 9日 | 行動計画（原案）について |

3 執行機関の附属機関設置に関する条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

| 附属機関 の属する 執行機関 | 附属機関 | 担当事務 | 組織及び構成 | |
|----------------------|--------------------------|--|--------|--------------------------------------|
| | | | 委員総数 | 構成 |
| 市長 | | | | |
| | | | | |
| | 宝塚市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会 | 宝塚市エイジフレンドリーシティ行動計画の策定についての調査、審議に関する事務 | 9人以内 | 知識経験者又は市長が適当と認める者 7人以内 公募による市民 2人 |
| | | | | |
| | | | | |

(委任)

第2条 附属機関の運営について必要な事項は、当該執行機関が定める。

4 宝塚市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会 規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)第2条の規定に基づき、宝塚市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、市長の諮問に応じ、宝塚市エイジフレンドリーシティ行動計画の策定について、調査、審議し、答申するものとする。

(委員及び任期)

第3条 策定委員会の委員は、執行機関の附属機関設置に関する条例第1条に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 市長は、委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。

3 委員の任期は、委嘱した日から平成29年3月31日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 策定委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第6条 策定委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 策定委員会の庶務は、地域福祉課で行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

5 宝塚市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会 委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 所 属 | 備 考 |
|---------|--------|-----------------------|------------------|
| 知識経験者 | 藤田 綾子 | 大阪大学 名誉教授 | |
| | 岡 絵理子 | 関西大学 環境都市工学部 教授 | |
| 福祉関係団体 | 溝口 由加子 | 社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会 | |
| 地域活動団体 | 橘田 てつ子 | 認定 NPO 法人 宝塚 NPO センター | ～平成 28 年 6 月 1 日 |
| | 金岡 重子 | 市内ボランティア団体 | 平成 28 年 6 月 1 日～ |
| | 新谷 俊廣 | 宝塚商工会議所 | |
| 当事者 | 多田 嘉則 | 宝塚市老人クラブ | |
| | 木本 丈志 | 公益社団法人 宝塚シルバー人材センター | |
| 公募による市民 | 戸川 進 | 市民公募 | |
| | 村上 健一 | 市民公募 | |

6 宝塚市エイジフレンドリーシティ庁内推進検討会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、WHO(世界保健機関)が提唱するエイジフレンドリーシティを実現するため、宝塚市都市経営会議設置規程(平成15年訓令第26号)第6条第2項の規定に基づき、宝塚市エイジフレンドリーシティ庁内推進検討会(以下「検討会」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) エイジフレンドリーシティの推進に関する施策の策定及び推進に関すること。
- (2) エイジフレンドリーシティの推進に関する施策の部局間の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、エイジフレンドリーシティの推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長には健康福祉部長を、副会長には安心ネットワーク推進室長を、委員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 会長は、検討会を代表し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の委員の出席については、委員が指名する職員の代理出席を認めるものとする。

この場合において代理出席した職員は、前項の委員とみなす。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、健康福祉部地域福祉課で行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年1月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| | | |
|----|--------|--------------|
| 委員 | 企画経営部 | 政策推進課長 |
| 委員 | 企画経営部 | 情報政策課長 |
| 委員 | 市民交流部 | 市民協働推進課長 |
| 委員 | 市民交流部 | 広報課長 |
| 委員 | 総務部 | 人権男女共同参画課長 |
| 委員 | 都市安全部 | 総合防災課長 |
| 委員 | 都市安全部 | 防犯交通安全課長 |
| 委員 | 都市安全部 | 道路政策課長 |
| 委員 | 都市整備部 | 住まい政策課長 |
| 委員 | 都市整備部 | 都市計画課長 |
| 委員 | 健康福祉部 | 高齢福祉課長 |
| 委員 | 健康福祉部 | 健康推進課長 |
| 委員 | 健康福祉部 | 介護保険課長 |
| 委員 | 健康福祉部 | 障害福祉課長 |
| 委員 | 健康福祉部 | せいかつ支援課長 |
| 委員 | 子ども未来部 | 子ども政策課長 |
| 委員 | 環境部 | クリーンセンター業務課長 |
| 委員 | 産業文化部 | 商工勤労課長 |
| 委員 | 産業文化部 | 消費生活センター長 |
| 委員 | 学校教育部 | 学校教育課長 |
| 委員 | 社会教育部 | 社会教育課長 |
| 委員 | 社会教育部 | スポーツ振興課長 |
| 委員 | 消防本部 | 救急救助課長 |

7 本行動計画に関する分野別計画

| 計 画 名 | 計画の概要 |
|--------------------------------|--|
| 協働の指針 | 市民と行政または市民と市民の協働による「新しい公共」の領域を拡充していくために、市民と市がそれぞれの責任のもと、協働を推進していくための基本原則や形態などを示した指針。 |
| 人口ビジョン・ 夢・未来 たからづか創生総合戦略 | まち・ひと・しごと創生法に基づき、本市における人口の現状を分析し、人口の将来展望を示すとともに、人口減少、少子高齢化の進展に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、基本目標、方向性、施策などを定めたもの。 |
| I C T戦略 | I C Tを取り巻く環境の変化をふまえ、I C T化の基本方針及びI C T化を推進するための取組などを定めた計画。 |
| 都市計画マスタープラン | 都市計画法の規定に基づき、都市計画の担う役割や意義をより明確にするとともに、市民と行政との協働のもとに市の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念や目標と、これを実現するための具体的な都市計画の方針などを示したものの。 現在の都市計画マスタープランは、平成 24 年(2012 年)3月に改訂。 |
| 都市計画道路整備プログラム | 都市計画道路の計画的な整備と事業の透明性を確保するため、優先する整備路線と整備予定時期を示したものの。 |
| 宝塚すまい・まちづくり基本計画 (住宅マスタープラン) | 住宅・住環境を取り巻く社会環境の変化や市民ニーズの多様化などを背景に、住宅政策のあり方と効率的、効果的な施策展開を図る指針を示したもの。計画期間は、平成 28 年度(2016 年度)から平成 37 年度(2025 年度)。 |
| 健康たからづか 21 | 「健康日本 21(第2次)」、「兵庫県健康づくり推進実施計画」などを踏まえて策定した。健康づくりに関するライフステージごとの指標や目標値、行政や市民の具体的な取組を定め、市民の健康づくりを推進するもの。 |
| たからづか食育推進計画 | 本市の食育を進めていくための基本的な方針及び具体的に推進するための施策の方向性を示すもの。 |
| 地域福祉計画 | 地域で暮らすすべての人たちが、その人らしく住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会づくりをめざし、地域住民、市民活動団体、行政機関、社会福祉事業者などの関係機関が協力・連携して課題を解決していくための仕組みや取組の方向性を示したものの。 |
| 障がい者施策長期推進計画 | 宝塚市の障がい者施策の現状と住民ニーズを把握した上で、福祉、保健・医療、教育、労働、生活環境などの各分野の障がい者施策相互の調整と統合を図り、本市の障がい者施策における基本的な理念を示し、人的・物的資源を合理的に配置するための基本的な方針又は分野別施策の方向性を示す計画。 |

| | |
|-------------------------------------|---|
| 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (ゴールドプラン 21 宝塚) | 高齢者福祉計画は、老人居宅生活支援事業と老人福祉施設による事業の供給体制の確保のために市町村が策定する計画をいう。介護保険事業計画は、介護保険の保険給付の適正な運営を図るため、厚生労働大臣が定める基本指針に基づき、3年を1期として定める市町村計画で、サービスや施設の種類ごとの見込み量、その確保のための方策などを定める。これら2つの計画は、一体的に策定するものとされ、本市では、両計画を総称して、「ゴールドプラン 21 宝塚」という。 |
| 教育振興基本計画 | 教育基本法に基づき、子どもの「生きる力」の育成、生涯を通じて学ぶことのできる環境の充実などをめざし、教育における施策を総合的・計画的に進めるための方向性を示したもの。 |
| スポーツ振興計画 | 平成 22 年度(2010 年度)から平成 31 年度(2019 年度)に限定した計画の名称を「アクティブ宝塚」としている。スポーツを通じて人と未来が輝く本市の将来像を皆で実現していこうとするメッセージが込められている。 |
| 次世代育成支援行動計画 | 宝塚市子ども条例に基づく行動計画、また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として策定。概ね 18 歳未満の全ての子どもと家庭を対象とした子ども施策を総合的・一体的に進めることをめざした計画。なお、本計画は、子ども・子育て支援法に規定された子ども・子育て支援事業計画及び母子保健計画を包含する。 |
| 男女共同参画プラン | すべての人が、性別にとらわれることなく、社会のあらゆる分野に参画できる社会（男女共同参画社会）の実現をめざして、施策を総合的・計画的に進めるための方向性を示したもの。 |
| 人権教育及び人権啓発基本方針 | 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図り、全ての人々の人権が保障され、明るく住みやすい地域社会の構築をめざして、施策を総合的・計画的に進めるための方向性を示したもの。 |
| 環境基本計画 | 市総合計画の基本構想に掲げる、環境の側面における目標を実現するために、方針や施策を示し、取組の推進を図る計画。 |
| 都市景観基本計画 | 「街並み、水、緑の独自性が織りなす庭園都市景観」をめざし、都市景観の基本的な方向を明らかにするため、都市景観の目標、地域別の目標と方針、広告物などの整備方針を示したもの。 |
| 地域温暖化対策実行計画 | 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、宝塚市域における温室効果ガスの排出量の削減に向けて、宝塚市の持つ自然や地形的特性を十分に生かしながら、市民や事業者、市の各主体が一体となって取り組み、目標に向けた計画的な推進を図るための計画。 |
| 観光集客戦略 | 観光振興の推進を目的とした観光集客の理念、基本目標、方向性、具体的施策を定めたもの。 |
| 文化芸術振興基本計画 | 文化芸術振興の推進を目的とした文化芸術振興の基本理念、方向性、具体的施策を定めたもの。 |
| 農業振興計画 | 農業の後継者不足や農地の減少など農業を取り巻く状況が厳しくなっているなか、宝塚市の農業を守り、さらなる発展のため、市の特色や背景にあわせ、今後の市の農業のめざすべき姿と、その実現に向けて取り組むべき施策をまとめた計画。 |



エイジフレンドリーシティ宝塚行動計画

発行日 平成 29 (2017) 年 3 月

発行 宝塚市

〒665-8665

兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号

TEL : 0797-71-1141 (代表)

URL : <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>

編集 健康福祉部地域福祉課
